

選択的夫婦別姓の導入に向けた法案の可決成立を求める意見書

28年ぶりに「選択的夫婦別姓」の導入に向けた法案が、今年の通常国会で審議入りし、現在は継続審議となっています。

日本は国際条約に批准しており、それを誠実に履行する義務がありますが、国連女子差別撤廃委員会から過去4度にわたり勧告を受けています。このうち、昨年10月の勧告では、是正のために取った行動を2年以内に報告するよう求められています。こうした現状を真摯に受け止め、条約履行に向けて努力しなければなりません。

多くの国では夫婦別姓が認められているか、同姓・別姓を選択できる制度を採用しており、日本の法律婚における夫婦同姓制度は国際的に見て特殊な状況にあります。

関係機関などが今年3月に事実婚の方々を対象に実施した調査（20～50代）では、選択的夫婦別姓が法制化されたら婚姻届を提出する「結婚待機人数」は58万7千人と推定されました。また、事実婚の方の中で20代では男女共に選択的夫婦別姓が法制化されたら法律婚に移行すると回答され、特に20代・30代で法律婚に移行した人々の多くが、事実婚時代に子どもを持つことを躊躇したと回答しており、これは少子化に直結する問題です。

また、令和3年12月の内閣府による18歳以上を対象とした世論調査報告書においては、「通称を使うことができても、それだけでは対処しきれない不便・不利益があると思う」と答えた割合は、70歳以上を除いた全ての年代で50%を超えていました。

よって、本市議会は、国会に対し、同姓でも別姓でも夫婦の合意で選べる法制度にし、結婚に伴う不安や喪失感などを軽減するため、選択的夫婦別姓の導入に向けた法案の可決成立を求めます。

以上、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年12月19日

摂津市議会